石巻市(宮城県)

<取組の概要>

市内の災害時要援護者の状況を調査分析の上、モデル地区を選定し、「防災 ネットワーク」の設立や、災害時要援護者台帳の策定等の災害時要援護者支 援対策を重点的に進めている。

1.取組開始の経緯

石巻市は、平成 17 年 1 月現在で人口約 11 万人、うち高齢者が 2 万 4,000 人であり、同年 4 月には 1 市 6 町が合併し、新しい石巻市となる予定である。

同市は、14年7月に台風6号が通過した際、北上川の増水に伴い、石巻市では初めて避難勧告を発令したが、避難勧告が発令されていることを知りながらも一人ではどうしようもなく、結局避難できなかった住民が存在した。そのため、高齢者や障害者等の災害時要援護者の情報の整備と必要な支援の把握が課題となり、町内関係各課等での検討・調査を進めることとした。

まず、民生委員の協力により、市内の災害時要援護者について調査を進めたところ、同年 10 月、単独での避難が難しいと判断される 18 歳以上の者(災害時の同居の家族の有無は考慮しない。民生委員が把握している範囲内での概数)は、市内全域で 1,780 人と判明した。

これらの調査結果や庁内関係各課等での検討を踏まえ、災害時要援護者の避難支援体制の整備を目的とする「防災ネットワーク」について、市内2地区(緑町・住吉町)をモデル地区に設定し、先行的かつ重点的に取り組むこととした。その結果、関係機関・者の協力の下、15年7月にこれら2地区において防災ネットワークを設立し、16年4月にマニュアルを策定するとともに、各種説明会を開催し、防災ネットワークの理解促進に努めた結果、17年1月現在、5地区において防災ネットワークの設立に至っている。

2.取組主体の構成

市(福祉課、防災課)、町内会長、民生委員、自主防災組織

3. 避難支援の取組状況

(1)災害時要援護者情報の把握方法

平成 14 年 10 月、民生員の協力により、市内の災害時要援護者について調査を進めたところ、同年 10 月、単独での避難が難しいと判断される 18 歳以上の者(災害時の同居の家族の有無は考慮しない。民生委員が把握している範囲内での概数)は、市内全域で 1,780 人と判明した。その内訳は表のとおりである。

これらの調査結果を踏まえつつ、対象者は、

一人暮らし、高齢者(65 歳以上)のみの世帯等で、寝たきり等により、 災害時に自力で避難することに支障が生ずるおそれのある、在宅高齢 者

重度の障害により、災害時に自力で避難することに支障が生ずるおそれのある、在宅の身体障害者、知的障害者、精神障害者及び難病者としている。防災ネットワークを設立している地区である緑町(要援護者 17人) 住吉町(同57人) 高木東部(同20人) 高木西部(同14人) 八幡町(同8人)は、民生・児童委員の訪問活動等により、要援護者又は介護者・保護者から同意を得た上で、台帳に登録している。

	18~64 歳			65~79 歳			80 歳以上			合 計			
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	構成比
寝たきり	12	9	21	52	41	93	37	157	194	101	207	308	18.0%
痴呆	0	1	1	7	12	19	13	42	55	20	55	75	4.0%
虚弱	12	13	25	78	187	265	96	256	352	186	456	642	36.0%
障害	104	77	181	133	144	277	34	68	102	271	289	560	31.0%
その他	0	3	3	38	75	113	18	61	79	56	139	195	11.0%
合 計	128	103	231	308	459	767	198	584	782	634	1,146	1,780	100.0%
			13.0%			43.0%			44.0%	36.0%	64.0%	100.0%	

災害避難時における要援護者数調査結果 (H14.10)

(2)避難支援者の定め方等

石巻市において、町内会、民生・児童委員、自主防災組織、福祉ボランティア団体が中心となり、災害時要援護者を把握した上で支援する「防災ネットワーク」(町内会単位)を設立している地区にあっては、防災ネットワークで要援護者の支援を担当する者を選考することとしている。原則、要援護者1名につき2名ずつ配置することとしている。

なお、防災ネットワークは、構成員同士が日頃から連絡を密にとり、災害 発生時の対応について打合せ等を行うとともに、避難所周辺・経路における 目標物や危険物などの点検・調査・改善などに取り組むこととしている。ま た、発災時は、情報伝達、要援護者の避難所等への誘導・搬送、地区の要援 護者の安否確認等の集約、市からの問い合わせ対応等を行うこととしている。

(3)災害時要援護者情報の共有方法

災害時要援護者台帳については、要援護者本人等から同意を得る際に、台帳を防災ネットワーク及び市役所に配備することについて了解を得るとと もに、作成した台帳(写し)を本人にも配布することとしている。

4.訓練の実施状況

市の総合防災訓練や一部地域の防災訓練において、要援護者の自宅から避難所に見立てた学校体育館まで、市のリフト付搬送車などを用いた要援護者の避難訓練を実施している。

5.今後の課題等

- ・ モデル地区での取組は成功しているものの、現時点では市内の災害時要 援護者全体における要援護者台帳登録者の割合としては 6%程度であり、今 後、市町村合併も踏まえつつ、防災ネットワークを広げていくことが課題 となっている。
- ・ 災害時要援護者の円滑な避難支援のため、避難所周辺や経路における目標物、危険物等の調査結果を記載した防災マップ(仮称)の作成